

コラム①

支援の現場から①（平成25年度中における地方公共団体職員の犯罪被害者等支援取組例の紹介）

A市では、殺人被害者の遺族に対する支援を行っている。

事件は、夫が妻を殺害した夫婦間の殺人事件で、同夫婦の子供は、事件後、児童相談所に入所していた。子供については、別の市に住む祖母が引き取ることとなった。

祖母から、総合的対応窓口に対して、転入に伴う相談があった。

同窓口では、犯罪被害者支援センターに情報提供したほか、庁内の住民票、国民健康保険、児童手当等を所管する課とケース会議を開催し、情報共有を図った。

また、同窓口職員が、祖母に付き添い、転入届、転校手続、国保加入手続、児童手当申請のほか、医療費助成等の諸手続を行ったほか、関係機関の行う支援について情報提供を行った。

○ 都道府県警察

犯罪被害者からの様々な相談や、被害者本人からだけでなく、家族や友人からの相談のほか、警察だけでは対応できないことについての専門の機関等の紹介を行っている。また、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談や支援などの機会や民間被害者支援団体を通じて、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

- ・ 都道府県警察の被害相談窓口
(<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>)

○ 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害等に関する相談、警察や検察庁、裁判所、自治体等への付添いなどの役務の提供、物品供与又は貸与その他の方法による犯罪被害者等の援助、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助に関する相談や問合せに応じている。

- ・ 犯罪被害者等早期援助団体等
(<http://www.nnvs.org/list/index.html>)

犯罪被害者ホットライン（警視庁）



提供：警察庁